

第6章

政治教材としての尾崎行雄の選挙

- 1、日本の選挙の問題点
- 2、尾崎の選挙—25回連続当選の要因
- 3、選挙区民と尾崎の関係
- 4、尾崎の選挙における戦い
 - (1) 第2回総選挙—選挙大干渉
 - (2) 翼賛選挙
- 5、尾崎の明るい選挙と政治教育

第二次世界大戦後、日本は戦禍の廃墟から立ち上がり、奇跡とさえ言われる経済復興を成し遂げ、高度経済成長により世界の超大国の一つとなった。それとともに、日本国憲法を制定し、国民主権に基づく民主主義体制を確立した。しかるに、日本の経済は一流であるが、政治は三流というのが、世界の定説とされている。政党政治の未熟さや、日本独特的派閥政治なども一因であるが、最大の要因は、黒い霧事件、ロッキード事件、リクルート事件など、相次ぐ疑獄・汚職事件である。これらの事件が、マスコミで大きく報道されるため、日本政治のイメージが極度に損なわれる結果となっている。このことは、マスコミの責任ではなく、汚職事件を引き起こす日本の政界の責任であることは言うまでもない。

政治家が汚職事件を引き起こす最大の要因は、選挙に金がかかることがある。これは、選挙のみではなく、選挙区培養行為としての後援会活動などを含めてのことである。日本の公職選挙法は、選挙期間以外の選挙運動を一切禁止している。このため、政治活動としての後援会活動が、実質的な事前運動として盛んに行われることになる。国会見学や時には温泉旅行までが、政治家の負担で実施されている。名目は政治活動であっても、実態は買収・供應に近い。これに加えて、選挙での腐敗行為も跡を断たない。イギリスでは、19世紀に選挙の浄化に成功し、その他の先進国でも、現在腐敗選挙が行われている国はほとんど無い。日本の政治を一流にするには、何よりも政治汚職と金権・腐敗選挙を根絶しなければならない。

第1回総選挙より連続25回の当選を果たした尾崎行雄は、手弁当の後援者に支えられ、文字通り「出たい人より、出したい人を」が実践された実例である。今こそ政治家としての尾崎行雄と、それを支えた有権者のあり方を、日本の政治家と有権者は学ばなければならない。リクルート事件に端を発した政治改革の動きは、国会で政治改革3法案が廃案になり、中断された形になっている。これは、選挙制度を小選挙区比例代表並立制に変えようとしたことが主たる原因となっている。各政党に利害がからむ選挙区制よりも、基本的な政治汚職と腐敗選挙の根絶が、政治改革の何よりも課題である。まず尾崎行雄から学ぶことが政治家と国民にとって急務なことである。

1. 日本の選挙の問題点

リクルート事件は、野党の政治家をも含め、政官財の各界を巻き込んだ日本の政治史上最大の汚職事件であった。国民の政治への批判と不信の高じる中で、竹下首相は、政治改革のための「有識者会議」を招集し、自民党にも「政治改革委員会」を設置した。有識者会議は、「緊急に講ずべき処置」として、閣僚の資産公開、パーティ規制、冠婚葬祭等への寄付規制の強化などを打ち出すとともに、「中長期的に改革すべき事項」として、衆参両院の定数のあり方、選挙区・選挙制度、政治献金のあり方、政治資金の透明性の確保、

政党法・政党への公的助成のあり方、国会運営のあり方、参議院制度の改革、政治净化運動、地方自治の改革、を提示した。自民党政治改革委員会も、「政治改革大綱」を答申し、「いまこそ事態を深刻かつ率直に認識し、国民感覚とのずれをふかく反省し、さまざまな批判にこたえ、『政治は国民のもの』と宣言した立党の原点にかえり、党の再生をなしとげて国民の信頼回復を果たさなければならない」⁽¹⁾と述べ、自民党としては思いきった改革案を打ち出した。

その第一に、「政治倫理の確立」がうたわれている。大綱は、「かつてわれわれは、衆参両院において、『政治倫理綱領』⁽²⁾を定めたが、政治家が保つべき政治姿勢の指針は、まさにここに言い尽くされている。したがってわれわれは、政治倫理綱領の遵守を政治家としての資格の第一義とし、自らにきびしくこれを課す決意をあらたにする」⁽³⁾としている。このように、政治家が守らなければならない処方箋はすでにあったのである。それが実際に守られなければ、全く意味がなく、同じ過ちが何度も繰り返されることになる。大正末期後藤新平は、「政治倫理化運動」を展開している。尾崎行雄も、三重で理想選挙同盟会を発足させている。その後、行政主導の形で、戦前は選挙肅正運動、戦後は、公明選挙運動、明るい選挙運動と引き継がれて来たが、政治家や有権者が実行しなければ、少しも実効が上がらない結果となる。

政治改革の動きは、一応政治改革3法案として国会に提出されたが、争点が小選挙区比例代表並立制に絞られ、自民党内からも反対が出て、結局廃案となってしまった。「政治倫理の確立」も、それとともに棚上げの形になっている。しかし、政治改革の動きを、このまま放置してしまって良いのであろうか。政治疑獄・汚職事件の再発は、当然のように予想されるところである。それは、政治家の体質や有権者の対応に、少しの変化も見られないからである。このように政治汚職が繰り返されるのはなぜか。その何よりの理由は、当選するために金がかかることである。政治家になるには、選挙で当選しなければならない。そのためには、絶えず選挙区の面倒を見、有権者に働きかける必要がある。冠婚葬祭をはじめ、後援会活動、陳情の世話など、選挙以上に実質的な事前運動に金がかかることになる。その金は、主として企業や支持団体から集めることになるが、そのなかに賄賂が含まれることが出てくるのである。「政治家は国を考え、政治屋は選挙を考える」という言葉があるが、25回も連続当選できた尾崎行雄は、例外中の例外といえるであろう。

尾崎行雄がイギリス滞在中に、日本の衆議院議員選挙があり、尾崎は不在中にもかかわらず当選した。このことについて、尾崎は次のように言っている。「元来、不在当選ということは、難中の難事である。ところが、私が不在中に当選したので、そのことを知った私の知人たちは、みんな大いに驚いた。殊に私が、わが議会始まって以来の継続議員であることを知ったときには、彼らはますます驚いた。英國には、最も長く議会にいる議員をば『議会の父』と呼んで、尊敬する習慣がある。故に英國流に言えば、私は日本の『議会の父』である。しかもロイド・ジョージと同じに、40年以上議員をしていましたことを知った彼らは、ますます驚かざるを得なかった。彼らは私を、五十代の人間と思っていたから、

それでは十歳ばかりで議員に当選したことになる。驚いたのは無理もない。」⁽⁴⁾ このように尾崎行雄が連続して当選できたのは、尾崎のために手弁当で選挙運動をする支持者がいたからである。金権選挙で当選していたのでは、金の切れ目が縁の切れ目になってしまふ。

政治改革の何よりの課題は、政治倫理の確立にあるといえる。日本が、政治一流国を目指すのであれば、何としても達成しなければならないものである。その第一は、政治の浄化、すなわち政治腐敗をなくすことである。江戸時代でも田沼時代は賄賂の横行で有名である。明治以後の政治の歴史は、汚職・疑獄の歴史と言っても過言ではないほどである。これは政治家の倫理の問題であるが、その背景に当選のために金を必要とする政治家のニーズがあり、それと結び付く企業や業者の利権がからんでいる。政治倫理の第二の課題は選挙の浄化である。広義では政治の倫理化の一環であるが、昔から選挙肅正運動、公明選挙運動、明るい選挙推進運動など選挙浄化の運動が、伝統的に続けられてきた歴史があり、個別に考えるのが普通である。選挙の浄化には、買収・供應を中心とする腐敗選挙を浄化すること、金権選挙・情実選挙・地区推薦などの強制的選挙を排除することや、棄権の防止など有権者にたいして啓発することなどがある。選挙が議会政治の基礎であり、金のかかる選挙が政治腐敗の一因となっていることを考えると、選挙の浄化・倫理化が政治倫理の確立の根本ができる。

政治倫理の第三の課題は、政治のあり方を正すということである。第一と第二の主眼が、不正や腐敗を正すという点に置かれているのにたいし、第三の政治のあり方とは、国民の政治に対するあり方を中心に考えることである。換言すれば、民主主義を確立するということである。戦後日本国憲法によって国民主権が実現したが、本当に国民が政治の主人公になったであろうか。国民一人ひとりが、主権者意識をもち、政治に積極的にかかわっているであろうか。貴重な選挙権を売り渡したり、遊びに出掛けて棄権したり、健全な主権者といえないものが少なくない。尾崎行雄は、2度の大蔵官僚経験があるが、大部分は在野的であり、権力志向ではなかった。したがって、地元への利益導入行為も少なかった。その尾崎の連続当選を支えたのは、政治家尾崎を信頼し、その政治行動に理解を示し、手弁当で選挙運動を実行した三重県議会の人達であった。政治家と有権者のあり方のモデル的存在である。有権者のあり方という点からも、尾崎行雄の選挙を考察する必要がある。

2. 尾崎の選挙—25回連続当選の要因

尾崎行雄が生まれたのは、神奈川県津久井郡又野村（現在津久井町）である。1890年7月1日に、第1回衆議院議員総選挙が行われることになったが、又野村とは縁が薄く、選挙に出られる基盤がなかった。尾崎はそのためどこから立候補しようか迷った。そこへ三重県の父親から、三重県で立てば容易に出られそうだと伝えて来た。父行正が役人をして

いて、殖産事業に熱心で、県内各地に知り合いも多かった。そこで尾崎は、第二の故郷三重県から立候補することになった。第1回総選挙について、尾崎は次のように言っている。「これは私にとっては、六十余年の議会生活が始まるべき、記念すべき選挙ではあったが、印象に残るほどのこともなかった。この時の選挙には、別に競争者という人もなく、あっても一区二人の選挙だったので、競争者は北川矩一君の方に向かい、私は有効投票九百十九票のうち、千七百七十二票を占めて、易々と当選した。」⁽⁶⁾

このように第1回総選挙は、圧倒的勝利で当選を果たした尾崎であったが、第2回総選挙で早くも困難に遭遇した。民党が圧倒的多数を占めた議会は、第1議会から政府と議会の厳しい対立となり、第1議会こそ初めての議会ということで何とか乗り切れたが、第2議会は初めての解散となった。政府は、内相品川弥二郎を中心に選挙干渉を行った。尾崎は民党側であり、当然干渉の対象であった上に、地価修正問題で反対派と誤解され苦境に立った。

「こんなわけで、政府の干渉が猛烈なうえに、地価修正問題が祟って、帰ってみると、とても不評判である。誰一人私に、立てという者はない。最初の選挙に私に賛助した町村長のごときは、ほとんど全部私に反対することになった。その他の同志も、いずれも逡巡して、一人も助けようという人はない。私の参謀長ですら、『どう考えても勝算がないから、1期だけお休みなさい』といい出す始末であった。これでは仕方がないと思ったが、退くにも退かれぬ立場であるから、私は旧同志者の集まつた席上で、『よし、そんならもう皆様のご援助は求めぬ。独力でやる。』と言い放った。すると妙なもので、では負けるまでも、運動してみようかという人が、ポツポツ出て來た。しかしそれは極く少数であった。」⁽⁷⁾

この選挙で尾崎は、悪戦苦闘の末、1104票を獲得し、定数2の第2位で当選した。その理由について尾崎は、「こうして私は、辛うじて当選することができたが、これは何が幸になるか分からぬもので、私は前に述べた通り、大層不評判であったので、内務省の秘密報告にも、負けということになっており、政府側も安心して、非常手段を取らなかつたためであった。」⁽⁷⁾と言っている。

第3回総選挙は、1894年3月1日に行われたが、尾崎にとってこの選挙は一番苦しいものとなつた。この選挙について尾崎は次のように語っている。「私は今まで、何十回の選挙を経験したが、ほんとに苦しいと思ったのは、この時であった。この時、解散を受けて選挙区へ帰ると、意外にも門野幾之進君が、私と選挙を争うという注進があった。私はギョッとした。門野君は、私のような他郷の風来坊とちがつて、選挙区なる鳥羽町の出身で、しかも名家の御曹子であった。私が慶應義塾に学んでいたころは、若手のバリバリの教師で、子供心にも偉い人だ、自分の手本にしようと思い込んだほどの人物であるから、私は大いに困った。」⁽⁸⁾

門野陣営は、門野は尾崎の先生だ、と触れ回ったので、尾崎の形勢は悪くなつた。そこで尾崎は「左甚五郎の師匠は誰だ。偉い人はみんな師匠や先生より偉くなるはずのものだ

。いつまでも教師に劣るような人間が、何の役に立つか。」⁽⁹⁾と反論した。このようにして尾崎は、改進党の同志森本確也とともに、自由党の2候補を退けて、当選を果たした。これら3回の選挙で尾崎は、選挙区における基礎的な地盤を築きあげた。これは尾崎の政界や論壇における名声と、当時は珍しい洋行帰りということが有権者を引き付けたということもあったが、父行正が役人時代に培った勢力がものをいったのは否定できない。行正の知人の有力者たちが、尾崎のために働いてくれ、これがよそ者扱いされない要因となつた。その後尾崎の支持者たちは、尾崎に心酔し、63年にわたり、尾崎に投票し続けた。伊佐秀雄は、こうした実情を次のように述べている。

「これらの人々は祖先の位牌を守るような気で尾崎を守り、尾崎を崇めた。尾崎が一度も選挙区へ顔を見せないその後の外遊中でも尾崎を当選させ、太平洋戦争中、尾崎が不敬罪という忌まわしい罪名で起訴されていたときですら尾崎に投じた。尾崎の晩年の選挙には著者も毎回行って選挙を手伝つたが、選挙運動に働く人々はいずれも尾崎の崇拜者であることはいうまでもなく、尾崎に投する選挙民の大多数もやはり尾崎を尊敬しているので、演説の日時を知らせるピラや演説会場に吊るすチョウチンなどには『尾崎行雄先生推薦演説会』と書かれてあつた。つまり尾崎は選挙区にいないものとして運動が進められる仕組みになつてゐた。」⁽¹⁰⁾

このような政治家と支持者の人間関係は、地元利益誘導型の政治家などでは考えられない、本当の政治家としての人間性や政治信念への信頼関係として生み出されるものである。そのため支持者は、手弁当で選挙運動を行つた。「選挙事務所には世話人や労務者が忙しく働いていたが、いずれも名利を超えているものばかりだから、事務所で出す粗末な食事に少しの不平の色はなく、中には自分で携帯した風呂敷包みからむすびを取り出して食い、サッサと与えられた任務につくという有り様で、選挙事務所というよりは敬虔な信者の集まつた伝導所に見るような風景であった。」⁽¹¹⁾イギリスの選挙は、日本では考えられない150万円程度の法定選挙費用で行われている。その何よりの理由は、選挙運動が運動員の戸別訪問中心であり、その運動員が無報酬で働くからである。（運動員への報酬の支払いは、法で禁止されている。）尾崎の選挙がまさにこのイギリス方式であった。そのイギリスでも、議員は日常的に選挙区の世話をすることであり、尾崎のように選挙中外遊するといったことは考えられず、尾崎のことを驚きかつ羨んだことは先にふれたところである。

「選挙中も尾崎は同志の応援などに忙しく、自分の選挙区へ詰めきるわけにいかないので、選挙会場をくまなく回るなど思いもよらず一六十余年間一度も顔を見せない村も多数あつた。大半の演説会場には候補者の姿はなく、候補者の演説の録音板をもって推薦者や応援者が回るだけであった。中には内容のお粗末な演説もあるが、聴衆は一人残らず尾崎ファンであるから、熱心に耳を傾け、妨害もやじもなく和やかなものだった。」⁽¹²⁾

尾崎は、普通選挙の実施がきまつた1925年4月に、「普通選挙後の政界」という演題で政談演説会を開き、そのなかで金権選挙を痛烈に批判している。

「今日の議員候補者は選挙の度毎に多額の費用を行使しておる。すなわち先年の選挙においても最高は三十万円、四十万円を使い、少ないものでも三万円から五万円行使しておる。これがそもそも間違いの元だ。イタリアでは議員を擧げるには、その費用は人民が出しておる。これは自分らの弁護人を頼むのに先方に費用を出させるということは理屈に会わぬという点からである。しかるに我国のは前述のように先方が金を出す、出せば人間としては取り戻したくなるのが常である。そこで当選すれば人民側につかず党議をもって商人と結託し数十万という金儲けをする。結局困るのは人民である。選挙運動のときにいさかの金を取り弁当を与えられたとしても後で諸種の税金を取られるのであるから、ひつきよう運動費も人民お互いが出しているより以上である。この点にお気付きにならぬとは誠に残念である。日本の選挙は犯罪の大演習をやっているようなものだ。法律では運動に金を費消せぬよう定めてあるが、みんな法律の裏をくぐって犯罪をやるとて選挙違反事件の多いこと。我国の選挙は政府党が常に優勢で野党が微力であるのは何のためだ。これ全く選挙民が選挙の二字を解せぬからだ。」⁽¹³⁾

尾崎が、このように金権選挙に厳しい批判ができたのは、自分自身がそうした選挙を一切していないからである。政治家は、自ら正さなくては他人の批判はできない。イギリスも19世紀の初期までは、ひどい腐敗選挙であった。イギリスの代表的な画家ホーガス（1697～1764）の作品に「選挙」という一連のシリーズがある。酒場で供應している図、街頭で買収している図、投票所に病人までかつぎ込んでいる図、当選した候補者を椅子で担ぎ上げて当選パレードしているそばで反対派と暴力沙汰が繰り広げられている図など、皮肉たっぷりに当時の選挙風景を風刺的に描いている。酒場を借り切り、飲み放題で酔っ払った有権者を馬車で投票所に連れて行くといったことは普通のことであった。このような腐敗選挙を助長した一因に、投票が公開で口頭によって行われたことがある。これらの腐敗行為は、決して野放しにされていたのではなく、1696年には供應法が制定され、買収・供應を行ったものは選挙権を失い、選挙は無効になると規定された。1726年には、買収法が制定され、すべての選挙人は買収に応じないことを宣誓しなければならぬなどさらに厳しい規定が作られ、1809年法で間接的買収も処罰の対象となつた。しかし、これらの法律は結局十分な効果を上げることができなく、腐敗選挙が半ば公然と続けられた。

イギリスで選挙浄化を含めた選挙改革が本格的に進められたのは、1832年の選挙法改正（第1次）からのことであった。この選挙法改正は、大改革法と呼ばれ、イギリスの「合意による革命」といわれるほどの大きな社会的改革の始まりとなった。この選挙法改正の中心は、選挙区の再画定であった。長い間選挙区がそのまま放置されていたため、不合理性が大きくなり過ぎていた。海に沈んだ選挙区や有権者が少なく地主や貴族の私有財産のような選挙区がある一方、都市化が進んで有権者が多くなり過ぎた選挙区も多数あった。この改正法も難航したが、143議席が再配分された。しかし、選挙権はほとんど拡大されなかったので、この点の不満が、チャーチスト運動や選挙権拡大運動に結び付き、社会改革の第一歩となつたのである。

だが腐敗選挙は、この法改正では根絶できなかった。1841年総選挙は、腐敗が特にひどかったので買収議会とさえ呼ばれた。その最大の原因は、当時の国會議員をはじめ社会全般が選挙犯罪を軽視していたことにあった。候補者も選挙運動員も買収を犯罪とは見ていなかつたし、一般の人も同様であった。政治道徳の水準も低く、腐敗行為が一般的であつたため、当たり前のことと考えていたのであった。1832年以後の20年間で「選挙浄化」は、下院で最も多く論議された問題であった。それほど大きく政治問題化されながら、効果的な対策はなかなか具体化しなかつた。しかし、選挙に金がかかり過ぎ、政治倫理上からも放置できないと、積極的にその対策を考える議員が現れ、関係の法案が提出されるようになってきた。1841年に買収法が改正されたが、1847年総選挙は、またもや腐敗選挙であった。これに対し1852年に腐敗選挙の調査を行う選挙委員会の設置を規定した法律ができた。この法律は、委員会に証人の免責を与えることができるという画期的なものであった。こうした議員が先頭に立った選挙浄化の運動で、1854年に厳しい内容をもった腐敗行為防止法(Corrupt Practices Act)が制定され、選挙浄化に大きな一步を進めた。1867年に第2次選挙法改正が行われ、選挙権の資格要件が大幅に引き下げられ、有権者が2倍近く増加した。このことも選挙浄化に役立った。そして1872年秘密投票法が成立し、選挙浄化の切札の一つとなつた。このようにイギリスの選挙浄化は次第に効果を上げてきたが、80年代に決定的な改革が行われた。まず1883年に、腐敗および違法行為防止法(The Corrupt and Illegal Practices Act)が制定され、罰則の強化、選挙費用の厳しい規制などが決められた。この法に対して議員から苛酷過ぎるなどの反発を招いたが、腐敗行為や選挙費用は着実に減少していった。翌1884年第3次選挙法改正が成立し、選挙権がさらに拡大された。1885年議席再配分法が成立、人口と議席の不均衡が是正され、小選挙区制が確立された。こうしてイギリスでは、20世紀の初めには、腐敗選挙はなくなり、理想選挙といわれる今日のような選挙が実現した。イギリスの理想選挙は決して一朝一夕になつたのではなく、長い年月と、選挙権の拡大、秘密投票制の導入、世論の力などがその推進の要因となつたが、何と言つても国會議員が先頭に立ち、厳しい罰則や公民権の停止などの重荷を自らに課したことにあると言える。

日本で腐敗選挙の根絶ができないのは、せっかくの規制や罰則が、骨抜きやざる法化で少しも実効が上がらないからである。尾崎行雄のように自ら理想選挙を実践し、選挙浄化に先頭に立って取り組む政治家が出てこないと、日本の政治の倫理化は達成されないし、選挙の浄化は不可能である。なにしろ法律を作るのは、国會議員以外にいないのであるから。

3. 選挙区民と尾崎の関係

国會議員は、国民全体の代表であり、同時に選挙区から選ばれる選挙区民の代表でもある。その意味で、選挙区の陳情などの世話をしたり、地元の利益のために働くのは、議員

として当然のことと言える。しかし、地元への利益誘導が、選挙民による議員の評価の基準となつては、国會議員の働きが歪められるだけでなく、有権者としてのあり方も問われることになる。それでなくても国會議員は、次の選挙での当選を図るために、公的な選挙区の世話のみでなく、私的な冠婚葬祭や進学・就職などの世話まで、選挙区民の世話に追われている。この点については、有権者の態度にも大きな問題がある。

尾崎は、二度の大隈内閣に文部大臣と司法大臣として入閣したことがあり、また、東京市長になったが、多くは在野的あるいは中立的立場を取り、権力志向ではなかった。1916年ごろからは、憲政擁護運動、普通選挙獲得運動など反体制運動の先頭に立ち、なかでもシベリア出兵反対や軍縮論で軍部に抵抗したため、上からの圧力が強く、地元への利益誘導どころではなかった。三重の有権者が、尾崎を支持したのは、その政治信条や政治行動を支持したのであって、地元への利益に期待したのではなかった。伊佐秀雄はこう言っている。「尾崎と選挙民との間には親子のような親愛の情がただよい、選挙民が候補者から投票の代償に金や物を求めるなどは夢にも考えられなかつた。また尾崎の選挙にたずさわる人々を中心として三重鶴堂会という団体があり、平生から選挙費用を積み立てておいて、イザ選挙となれば候補者を煩わせることなく、すぐ運動に取り掛かれる仕組みになつてゐた。こうして自分達で積み立てた金で選挙を行うのだから、みんな費用をなるべくかけないように心がけるのは当然である。選挙費用が余つて、それを鶴堂会から尾崎に献金したことさえ珍しくなかつた。」⁽¹⁴⁾

また尾崎が、国政のために働き、国民の立場で運動していることを、選挙区民は理解し、そうした尾崎に期待していた。したがって、選挙区の問題にかかわらなくとも、選挙中に尾崎がいなくても、選挙区民はそれほど気にかけなかつた。「イギリスにおける一流政治家でもその選挙民に対しては常に深く意を用い、有権者には旅先からハガキを寄せたり、折にふれてその訪問を受けて雑事を手伝つてやつたりして、日頃から選挙区を培養しているというが、尾崎はほとんどそういうことはやらず、國のためには生命を賭して働いたが、選挙区の利害問題には深い関心を示さず、また選挙民もそれを当然とし、小さな地方問題で尾崎を煩わそうとするものはなかつた。尾崎が渡英中、選挙を全く任せにしておいて当選したと聞いて、イギリス人も驚きかつ羨ましがつたそうだが、これは選挙の苦労を知るものなら誰でも感ずるところであろう。」⁽¹⁵⁾

この尾崎と選挙民の関係を、現在の政治家に要求するのは無理であろうが、政治力をを利用して地元に利益をもたらすのが国會議員の第一の仕事であるという考えはもってもらいたくない。国政が第一である。有権者にもこの認識が必要である。選挙区民のために汚職をやる議員では困るのである。

尾崎は、政党の腐敗を厳しく糾弾するとともに、それは全国民の腐敗でもあると言っている。「政党の腐敗ということは、とりもなおさず全国民の腐敗ということになる。政党は外国人を雇ってきて諂ひるものではない。みな日本人をもつて組織しているのであるから、全国民が腐敗しなければ政党だけで腐敗することはできない。もし政党だけ腐敗する

ことがあれば、腐敗しない国民は、その政党には投票しないから、すぐ悔悟するか消滅するかいざれかになる。幾ら選挙を繰り返しても、政党の勢力が衰えないというのは全国人民が政党の程度に腐敗しているからである。その証拠は政党が腐敗しているばかりでなく、官僚からも、軍部からも一流の人が監獄に行く。どこを見ても、政党の程度までは官僚も軍部も、民間の者もみな腐敗している。」⁽¹⁶⁾

政治・選挙の腐敗は、政治家に第1次責任があることは否定できないが、尾崎のいう通り国民全体にも同等の責任がある。汚職で言えば、賄賂を受け取る側と送る側は同罪である。選挙でも、票を買収するものと、買収されるものとは同罪である。ところが選挙では、買収するのは罪になるが、買収されるのは罪にならない、と思っている人も少なくない。汚職となると金額も大きいが、選挙の買収や供應では、一般の有権者が受け取るのは金額も小さく、受け取る物品も、砂糖1キロとか下着、タオルなど手土産程度の物が多いことも一因である。たとえそれが罪になると知っていても、知っている人がみんな買っているとなると、つい気楽に受け取ったり、断りにくいと受け取ったりするのが普通である。それが汚職や腐敗選挙の土壤になっていることを考えると、有権者の責任は重大であると言える。

4. 尾崎の選挙における戦い

尾崎は、第1回総選挙以来連続25回当選し、63年間の国會議員生活を送ったが、いつも楽な選挙で当選した訳ではなかった。選挙の厳しさは、体験した議員のみならず、一般の人でも推察できるであろうか。尾崎も何度か選挙で危機を迎えており、先に触れたが、尾崎は、門野幾之進が立った第3回総選挙が最も苦しい選挙であったと言っているが、それ以上に権力と戦った選挙が、選挙大干渉の第2回総選挙と翼賛選挙の第21回総選挙であった。これらの選挙、特に翼賛選挙は尾崎が「不敬罪」で起訴されるという事態となり、尾崎も言論を武器に徹底的に戦った選挙であるので、政治や選挙に対する尾崎の考え方がよく表されている。

(1) 第2回総選挙—選挙大干渉

日本で初めての第1回衆議院議員総選挙は、政府も超然主義を唱え選挙に干渉せず、候補者や選挙民も初めての選挙ということで自重したため、理想選挙に近いものであった。政府は、与党工作をしなかったため、多数を占めたのは、民党といわれた野党であった。このため第1議会から予算を巡って紛糾し、陸奥宗光の働きで辛うじて切り抜けることができたが、第2議会ではついに衆議院を解散させた。松方内閣は、民党征伐という意識で野党勢力の抑圧を図ったので、選挙戦での干渉が必然となつた。

尾崎は、選挙大干渉への成り行きを批判的に次のように述べている。「第一議会、第二議会ともに、政府と議会との正面衝突となって、政界は非常の紛乱に陥つたのであるが、承るところによれば、明治天皇にはこれをいたくご憂慮あらせられ、解散を奏請した松方

首相には、 “今日の議会の現状では、解散もやむを得まいが、総選挙には大いに注意せねばなるまい。もし解散後、同じような議員が出て来たのでは、解散の効なく、同じことを繰り返すことになりはしないか。今後は議員の改善につとめ、一層良民が議員になるよう注意せねばなるまい。” という意味のことを、告げたもうたということである。明治天皇が如何なるをこれ良民と仰せられたのか、推測の外ないが、松方内閣はただ、政府に味方するを良民と考え、反対する者を暴民となし、官憲の力をもって選挙に干渉したので、ついに未曾有の大騒動を引き起こした。憂國の至誠あまりあるも、立憲政治の要諦に通ぜざるものは、ついに聖旨に奉答する道を知らなかつたのである。殊に時の内相品川弥二郎子は、藩閥政府の勇将であつて、陛下の信任し給う政府に反対するものは、すなわち朝敵であるという考え方の持主であったから、王政維新の際「トコトンヤレ節」をつくつて、朝敵征伐にむかつた時と同じ意氣込みで、これに臨んだ。現に内相は、“議会の解散はすなわち陛下の譴責であるから、旧議員の再選は、陛下のおぼしめしに背く”と、ひそかに旨を地方長官に下すに至つた。」⁽¹⁷⁾

こうして第2回総選挙は、1892年2月15日の投票日を期して選挙運動が展開されることになったが、それは同時に選挙干渉の開始でもあった。品川内相と白根次官を中心に全国的な選挙干渉が展開された。官吏は暴徒と組んで白昼から選挙区を横行し、甘言や金力をもって吏党候補者のために投票を勧誘し、あるいは権力や暴力をふりかざして民衆の同情者を威嚇した。さらに進んでは、剣を抜き、鉄砲を撃ち、人を傷つけ、人を殺し、家を壊したりの暴挙をしきりに行つた。警官の代わりに憲兵までが出動し、1月18日には緊急勅令をもつて予戒令を公布、これも選挙対策として大衆への圧迫として利用された。尾崎も当然こうした干渉を受けた。先述したとおり、尾崎は特に不利であり、内務省でも落選とされていたために、それが幸いしてしひどい干渉から免れた。そのため尾崎は、辛うじて当選することができた。

尾崎はこの選挙について、「政界腐敗の害毒」と題して『自伝』で次のように語っている。「この松方内閣の選挙大干渉は、ひとり日本の憲政史に、一大汚点をしるしたばかりでなく、後世憲政の運用に、一大害毒を流したものであった。第1回の総選挙は、候補者も選挙民も、不慣れであったが、割に立派に行われた。しかるにその後、味方の候補者に莫大な運動費を与えて、選挙の腐敗を招くというような、悪い習慣がついたのは、この干渉選挙以来である。反対党側に対しては、料亭・宿屋ないしは古物商・質商のごときまで、厳重な監督を行つて威嚇しながら、味方の運動員はこれを庇護して、贈賄を容易ならしめるというような悪習も、この時以来行われはじめた。政府の与党には、犯行があつてもこれを不問に付し、反対党は微罪といえども、甚だしきに至つては、何らの犯行がなくともこれを羅織するごとき、あるいは何らかの口実を設けて、反対派の參謀を拘束し、もしくは運動員に一旦尾行を付してこれを抑圧するごとき、あるいは良民の歯するを屑よしとせざる博徒をかりあつめて、選挙民を脅迫するごとき、人心を悪化せしむるこれより甚だしきはない。選挙民にしてみれば、反対党に味方すれば、正しいことをしていても、生命

財産の安堵が期せられぬのに、政府党についていさえすれば、悪事を働いても安全で、しかもお金が貰えるというのであるから、人心の帰趨もって知るべしである。」⁽¹⁸⁾

選挙大干渉は、高知で死者10名・負傷者66名、佐賀で死者8名・負傷者92名を出すなど、政府発表でも死者25名・負傷者388名を出す大事件となった。それにもかかわらず選挙の結果は、民党側が定数300のうち163の過半数を占め勝利を収めた。しかし、干渉がなければ当然当選していたと思われる民党の有力候補者たちが、無名の候補者たちに次々と落選の憂き目を見た。例えば、大阪の大井憲太郎、愛知の内藤魯一、高知の片岡健吉、林有造、佐賀の松田正久、武富時敏、天野為之、熊本の嘉悦氏房、東京の楠本正隆、高木正年などである。

尾崎は言う、「後に“政党堕落・選挙腐敗”の声が起ったとき、官僚の一部では、政党と選挙民とが懲政を毒する張本人のごとく罵ったけれども、いづくんぞ知らん、こうした悪事を発明して、政党と選挙民とに実物教育でつぎ込んだのは、官僚自身であったのである。その点では官僚が先生で、政党は弟子の又弟子ぐらいにしか過ぎない。地方長官はいわゆる牧民官であるから、最初の山県内閣の訓示にあった通り、政争に対しては絶対に関係すべきものではない。しかるに政府がこれを命じて、選挙に干渉せしめたのだから、選挙界が腐敗するのは、当然のことである。この害毒は、選挙ばかりでなく、議院内にまで及んで来た。そのころの政治社会では、暴行することが一種の流行となつて、議院内でも暴漢に襲われることが珍しくなく、包帯姿で登院する議員も、かなり多かった。」⁽¹⁹⁾

この未曾有の選挙大干渉は、単に民党やその支持者側からの非難攻撃のみならず、与論の批判はもとより、政府部内からも強い非難がなされた。農商務大臣陸奥宗光は、当初から品川内相の非立憲的態度を糾弾していたが、遞相後藤象二郎も陸奥とともに品川の暴挙を責めて、その対処を求めた。しかし、品川は選挙干渉を当然の事としていたので、なお内相の座に頑張っていた。ところが元老の伊藤博文が、強く糾弾するところとなり、品川も安閑とできなくなつた。松方首相もそのまま放置できず、2月23日、官邸に元老会議を開いたが、品川の引責辞職も伊藤の納得も得られず、問題は解決しなかつた。これを不服とした伊藤は、翌24日、枢密院議長の辞表を奉呈して小田原に引き上げてしまった。これには政府も狼狽して種々手を尽くしたが、伊藤は承知しなかつた。しかし、辞職の件は、天皇のお許しが出なかつた。ことここに至つては、品川もその職に止まる訳にいかず、ついに3月11日辞職した。

第3議会では、民党側が、政府の選挙干渉にたいする責任を糾弾する「政府彈劾上奏案」をいきなり提出するという作戦に出た。いっぽう、貴族院においても、「選挙干渉の非違憲に関する建議案」が提出され、なんとこれが可決されてしまった。貴族院議員ですから、政府の選挙干渉が目に余るものと感じられたのである。これに勢いを得て衆議院では、激しい論戦が展開されたが、上奏案にたいする採決では、143対146の僅か3票差で否決されてしまった。天皇への上奏という強行手段ができるだけ避けたいという穩健論者たち

が賛成しなかったことによる。そこで民党側は、内閣不信任案を提出し、これは可決された。現行憲法では、この場合内閣が総辞職するか、衆議院を解散するか、どちらかということになるが、明治憲法下の内閣は、天皇の補佐機関であり、天皇にたいしてのみ責任を有するものであった。そのため松方内閣は、総辞職も解散もせず、7日間議会を停会にして居直ってしまった。しかし、無理は続かず、閉会後1か月ほどで瓦解してしまった。

(2) 翼賛選挙

1941年10月18日、陸軍大将東条英機が内閣を組織し、12月8日には米・英にたいする宣戦が布告され、ついに太平洋戦争に突入した。真珠湾奇襲など緒戦は想像もつかないような戦果を挙げたため、一般国民は有頂天になったが、尾崎は先行きを憂慮して、次のような歌を詠んでいる。⁽²⁰⁾

桶狭間の奇勝におごり本能寺の
奇禍を招ける人な忘れそ
詰め手なき将棋さしつつ勝ち抜くと
うそぶく人のめでたからずや

東条内閣は、国会を政府の政策を追認するだけの御用議会に改めようと、翼賛政治体制協議会という団体を組織し、これを推薦母体とする、推薦選挙制という新しい方式で選挙を実施することにした。選挙は、1942年4月30日に行われ、翼賛選挙と呼ばれた。尾崎はこれについて次のように述べている。

「由来我国の選挙には、3パンなどと称して、鞄、看板、地盤が大いにものをいう弊風がある。そこでいつの選挙でも、金力と権力に恵まれやすい与党が有利である。それさえあるに、このときの総選挙では、翼賛政治体制協議会が“国家的人物”と認めたものだけに、“推薦候補者”的肩書を与え、政府の了解の下に、あらゆる便宜を与えた。一方、しからざる者は、“非推薦候補者”として、自力で戦わねばならぬのみか、あたかも“非国家的人物”であるかのごとくに、官憲の干渉、圧迫に悩まされねばならなかった。これでは、選挙の結果は、戦わずして知るべきであった。改めて言うまでもなく、選挙は絶対的に公平に自由にして、政府が少しも干渉するようなことのないようにしてこそ、与論、民意も正確に発表されるが、政府が職権などを用いて干渉すれば、真正の与論、民意を発表させることはできない。しかもこうした得手勝手な選挙は、民意を偽り、やがて国家を誤ることになる。」⁽²¹⁾

尾崎はこの認識に立って、東条首相に公開質問状を送った。

「拝啓 唐突ながら、国家及び閣下の為に一書を謹呈す。

帝国憲法は、明治天皇陛下が非常の御辛労をもって、皇室と人民とのためにご制定遊ばされ、その運用についても、大帝は歴代の首相等を戒めて、立憲の本義に背戻せしめざらんと盡瘁し給える次第は、閣下の諒知せられる所であろう。

しかるに閣下が主宰し、巨大の国費を使用する所の翼賛会が、直接と間接とを問わず、

総選挙に関与し、ついに翼賛協議会をして候補者を推薦せしめたるにいたりては、私が閣下のために嘆惜する所であります。

これは一種の選挙干渉にして、他日官選議院を現出するに至る経路ともなるべき非立憲的動作と思われます。

そのうえ、せっかく成就している挙国一致の現状を壊乱し、分裂抗争の端緒をひらくべき所業と信じます。

実は翼賛協議会をして、候補者推薦を取り消さししむることが、国家及び閣下の為に最良の行為と信ずれども、既往はしばらくおき、将来は厳重に翼賛協議会及び全国の官吏を戒め、一切選挙に干渉せしめず、もって厳正中立の態度を取らしめられんことを切望す。

昭和17年4月

尾崎行雄

東条總理大臣閣下

付記　この書は簡単ながら憲政の大儀に関する事なれば、公開書とし適宜に取り扱いたき所存に有之、念のためご諒知おきを請う。」⁽²²⁾

当時國と軍部を背景にした飛ぶ鳥を落とす勢いの東条首相に、このような公開質問状をたたき付けた尾崎は、落選も覚悟して選挙戦に臨んだ。「私は東条内閣から見れば、憎むべき“非国家的人物”の筆頭であったから、非推薦候補者として立候補した。もちろん政府は、私に対しては、特に強い圧迫を加えるだろう。国会開設以来50余年続いて当選して來た私も、ひょっとしたら今度は落選するかも知れないと思った。」⁽²³⁾と尾崎も語っている。「しかし、もし落選したら、その方が、人心を振起するためには、かえってよいだろ。なぜなら、私が当選するのは普通のことだが、落選するとなれば、なぜそういう結果になったかということを研究するだろうとも考えた。」⁽²⁴⁾

尾崎はこうした覚悟を胸に秘め、85歳という高齢でもあり、「最後の御奉公につき選挙人諸君にご相談」と題する挨拶状を作り、冒頭に次の歌を掲げた。⁽²⁵⁾

憲政のためとしあらばこの堂を

枕となして討ち死にもよし（新議事堂にて）

ところがこの挨拶状は、検閲当局によりほとんど判読できないほど削除されてしまった。挨拶状のなかで尾崎は、「近来、我が選挙区にも(1)自由主義者、(2)個人主義者、(3)民主主義者、(4)平和主義者、(5)親米英派、(6)軍縮論者、(7)翼賛運動反対者等の臭味ある者をば、選出すべからずと勧誘する者があるそうです。これは尾崎には投票するなどいうにひとしい言行です。もしそれが直接と間接とを問わず租税や官僚の援助を受ける者の所作であるならば、明白な選挙干渉で、憲法及び選挙法等に違背する行為です。1892年の大干渉にすら屈せずして、私を選挙した諸君ですから、このくらいの干渉は物の数でありますまいが、余り辻褄の合わない申し分ですから一応弁明いたします。」⁽²⁶⁾として、それぞれの項目について明確に弁明している。新憲法下の今日では、これらの主義者が選ばれるべき者であるのに、戦時中のファシズム体制では、全く価値観が逆転していたこと

がよく分かる。下線の部分は検閲により削減されたところで、いかに言論の自由が圧殺されていたかが理解できる。尾崎は次のように締めくくっている。

「最後の御奉公。私は既に予想外の高齢に達しているから、政界を隠退し、余生を風月の間に送ってよい筈ですが、私が身命を賭してその育成に尽力したところの立憲政治は暫時衰退してついに官選議員を現出せんとするに至った。このままに放任すれば、明治大帝が畢生の後苦心をもって設定し給わった政体も、ついに有名無実にならんとする恐れがある。故に私としては成敗を問わず憲政擁護の大旗を掲げて最後の御奉公のために出陣せざるを得ないのです。

正成が陣に臨める心もて

我が立つなり演壇の前⁽²⁷⁾」（以上の下線は削除された部分）

尾崎は選挙区に赴く前に、東京の田川大吉郎の応援演説を行った。その中で、東条内閣や翼賛選挙を痛烈に批判したが、官憲は揚げ足を取るような形で、「不敬罪」をでっちあげた。

「私は田川君と前後して演壇に立ち、東条内閣の独裁的性格は立憲政治に逆行するものであり、いわゆる翼賛選挙なるものは、重大な憲法違反である旨を説いた。こんなことが行われて少しも怪しまれないのは、我国が明治・大正・昭和と世代を経るに従って、憲法を制定された明治大帝の御辛労と、我国に立憲政治を実現するために全力を尽くした祖先の労苦を忘れたためである」

と言い、これを分かり易くするために、「売り家と唐様で書く三代目」という川柳を引用し、国家も個人も、三代目の言動が最も重要であることを警告し、「日本も憲法施行以来、明治・大正の二代を経て、昭和の三代目に当たっているから、ここでよほど戒心しなければならない。」⁽²⁸⁾と説いた。

この三代がそれぞれの天皇を指し、明治天皇に昭和天皇が及ばないと言わんとしているとし、不敬罪に当たるとしたのである。選挙前の4月20日に三重の選挙区で選挙運動中の尾崎を起訴し、東京に召喚して巣鴨拘置所に留置したのである。尾崎は、わずか1日で放免されたが、これは政府や軍部に批判的な尾崎を落選させるための選挙干渉にほかならなかった。これほどの妨害にあいながら、尾崎は当選を果たした。これは何よりも尾崎の人徳であろうが、それだけでなくあの戦時中の体制の中で、不敬罪という汚名を着せられた候補者を選出した三重の選挙民も立派であったというほかない。戦後立場は逆転し、東条が巣鴨に入れられてしまった。

尾崎の裁判は東京地方裁判所で10月26日から始まった。尾崎は、冒頭で自分の政治的経歴や信念、政府にたいする批判などを堂々と演説し、裁判官を啞然とさせた。12月21日に出された判決は、懲役8か月、執行猶予2年というものであった。尾崎は、直ちに上告した。そして1944年6月29日、大審院で無罪の判決を勝ち取った。

5. 尾崎の明るい選挙と政治教育

尾崎がその生涯をかけて追及したのは、民主主義と平和主義の実現である。尾崎の生きた20世紀は、それに反する独裁と戦争の世紀であったといつても過言ではない。日本もその例外ではなかった。天皇制、藩閥政府、元老政治、軍部ファシズムなどと、尾崎は絶えず戦わねばならなかつた。その尾崎を支えたのは、63年間尾崎を信頼して議会に送り込んだ、三重の選挙民である。単なる在野人であったなら、尾崎といえども、あれだけの活躍や影響力を發揮することはできなかつたであろう。その意味で、日本がいちはやく議会の開設に踏み切つたことは、日本の近代化にとって非常に幸いした。尾崎が、何よりも心碎いたのは、その議会政治の確立であった。

「全世界の人類が数千年間にわたる悲惨な歴史を繰り返した後、その手段方法として発見せられたものが、立憲代議政体である。人知の進歩は、際限がないから、今後いかなる名案妙法が発明されるかも知れないが、今日までのところでは、立憲政体の右に出る方法は、まだ實際上においては勿論のこと、机上の理想論としても、まだ案出されていない。立憲代議政体の運用法は一にして足らないが、君意民心（治者と被治者といつてもよい）を融和一致せしむるの点においては、議会政治又は政党政治の右に出るものはない。」⁽²⁾

⁽³⁾ 尾崎は、このように議会制を高く評価している。

その議会政治を担うべき政党と政党内閣について、その転落の要因を尾崎は次のように鋭くついている。政党が解体される直前の1938年の論説であるが、今日でも遺憾ながら適合すると言える。

「政党内閣がその出現後僅か数十年にしてたちまち転落し、今日の惨状を呈するに至ったのは、何故であるか。これを大別すれば、（甲）一般人民の知徳の欠乏と、（乙）政党員の不心得に歸着する。政党内閣制の下においては、政党は総選挙に当たつて、多数の当選者を得なければ、大命を拝して内閣を組織することはできない。しかるに我国選挙人の大多数は、まだ主義政策の是非善惡を判断して投票するの知識と道徳に欠乏しているから、概して運動費を多く使うものに投票する。それがため大政党の首領株は、総選挙毎に少なくも二、三百万円、多きは一千万円近くの運動費を作らなければならぬ。この大金は実業家なら格別だが、政治家では、収賄請託等の不正手段に出るほかに、これを作り出す道がない。ここにおいて、いかなる清廉潔白の人物といえども、一たび政党首領となり、長くその位置を維持せんとすれば、各種の不正手段を施して、該党必要の選挙費を調達せざるを得ない。立派な政党員が、続々破廉恥罪を犯して監獄につながれるに至つたのは、全く選挙人の無知腐敗の結果、多額の選挙費用を散布せねばならぬ必要から起つたのである。」⁽³⁰⁾

尾崎が指摘しているように、有権者が政策や主義から判断して投票すれば、世論が政党勢力に正しく反映することになり、政党も多額の選挙資金を必要とすることがなくなり、政治汚職もなくなるということは、現在でも当てはまることがある。有権者の姿勢が厳しく問われている。

「かくの如くしてせっかく実行期に入った所の政党内閣制は、選挙の腐敗と政党首領の行政上の非行とによって、自ら没落を招くに至った。これを換言すれば、全国多数人民の知識道徳の欠乏と政党自身の堕落腐敗に帰着する。この経路を検討理解すれば、将来政党内閣を復活せしむべき手段方法も、自ら分明に悟了せられるであろう。我国人は封建的專制的忠愛心には富んでいるが、まだ立憲時代の忠愛心を理解し得ない。戦場においては、身命を投げ出して、君國の為に働くが、選挙場裡においては、理性も良心もなきものごとき振る舞いをなす。選挙人も議員も、この点においては、少しも異なる所はない。この弊風を改めざる限りは、政党内閣は到底復活することはできない。さりとて政党内閣以外には、善良な内閣を作り、君意民心の融和一致をもたらすべき手段方法がない。」⁽³¹⁾

戦後尾崎は、推薦を求めてきた候補者に、10項目の条件を示している。」⁽³²⁾「議員は元来選挙人の希望に応じて、その任務に当たるべきものにして、候補者が選挙人に哀訴嘆願して、その任務に当たるべきものに非らざることを認識すること」「たとえこの原則を実行する能わざるまでも、なるべくこれに背反せざるよう心がけること」「選挙に当たり、多くの資金を濫費して、インフォメーションを助長するがごとき運動をなさざること」「当選後は良心の判断に基づき、正邪曲直及び国家の利害得失を主眼として、常に賛否を決すること」「議会は国家生民のために懇談熟議すべき場所であって、討論会でもなく、喧嘩口論の場所では勿論ないことを熟知しなければならぬ。議事堂の内外において暴行を用いるときは、これを厳罰すること」「自他の幸福を増す言行を正しとし、これを減らす言行を邪悪とするの習性を養うこと」「良心に背いて党議又は組合の決議に屈従するがごとき悪習慣を矯正すること」これらは現在の政治家にも要請されることである。

政治を改革するには、まず国民の範たるべき政治家が襟を正さねばならない。衆参両院で決議された「政治倫理綱領」は、「政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。われわれは、主権者たる国民から国政に関する機能を信託された代表であることを自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、いやしくも国民の信頼にもとることがないよう努めなければならない。」とうたっている。

それ以上に責任があるのが国民である。尾崎も、政治腐敗は日本全体の罪である、と指摘している。良い政治の基本は、国民が良い政治家を選ぶことである。その意味で、尾崎と三重の選挙区民のあり方は、範とすべきものである。

21世紀の日本の課題は、眞の民主主義の確立である。議会政治の確立のためと独裁政治に抵抗して生涯を戦い抜いた尾崎を、私達は今もう一度見直すとともに、謙虚に学ぶ必要がある。

注

(1)自由民主党政治改革委員会『政治改革大綱』1989年5月

(2)ロッキード事件を契機に、衆参両院に政治倫理協議会が設置され、1985年に「政治倫理綱領」とそれにもとづく「行為規範」が両院で決議されたが、法律でないため効果が

なかった。

- (3)自由民主党政治改革委員会「政治改革大綱」
- (4)尾崎行雄「豊島自伝—日本憲政史を語る」『尾崎豊島全集』第11巻 p. 699以下『尾崎・自伝』)
- (5)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 209。
- (6)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 222。
- (7)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 224。
- (8)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 258。
- (9)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 258。 —
- (10)伊佐秀雄『尾崎行雄』 1987年, 吉川弘文館, p. 74-5。
- (11)伊佐秀雄, 前掲書, p. 75。
- (12)伊佐秀雄, 前掲書, pp. 75-6。
- (13)三重県『三重県史—資料編』 1988年, 三重県, p. 382。
- (14)伊佐秀雄, 前掲書, p. 76。
- (15)伊佐秀雄, 前掲書, pp. 76-77。
- (16)尾崎行雄「日本はどうなる」『尾崎豊島全集』 第9巻, p. 569頁（以下『全集』と略す）
 - (17)尾崎行雄『尾崎・自伝』, pp. 220-221.
 - (18)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 227。
 - (19)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 228。
 - (20)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 740。
 - (21)尾崎行雄『尾崎・自伝』, pp. 741-742.
 - (22)尾崎行雄『尾崎・自伝』, pp. 742-743.
 - (23)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 743。
 - (24)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 744。
 - (25)尾崎行雄「不敬罪事件回想録」『全集』 第9巻, p. 166。
 - (26)尾崎行雄『全集』 第9巻, p. 167。
 - (27)尾崎行雄『全集』 第9巻, pp. 171-172.
 - (28)尾崎行雄『尾崎・自伝』, p. 746。
 - (29)尾崎行雄「政党内閣の将来」（1938年『改造』 6月号）『全集』 第9巻, p. 647。
 - (30)尾崎行雄『全集』 第9巻, p. 648。
 - (31)尾崎行雄『全集』 第9巻, pp. 649-650。
 - (32)尾崎行雄『尾崎・自伝』, pp. 772-773.